

ふるさと納税を利用したご寄附のお願い

平素より日本ローイングの振興と発展に格別なご高配を賜り、大変有り難く厚く御礼申し上げます。

新宿区では、Japan Sports Olympic Square に事務所のあるスポーツ協会について、ふるさと納税を利用した寄附の制度を2021年度から導入しました。
※関連ウェブサイト：https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file21_00003.html

この寄付制度「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」で新宿区にふるさと納税をして頂くと、3割が新宿区政に使われ、7割がJARAに支援金として交付されます。ご寄附を頂戴した皆様には、他のふるさと納税と合算で寄附金総額から2,000円を控除した金額について、所得税および住民税からの控除が受けられます。

JARAでも、2022年度から本制度の利用を開始しましたが、この度、本制度を利用した寄附の受付を通年行うこととしました。今年度もビジョンの実現へ向け、一層の経営基盤の底上げと新事業実施のための財政の強化を行う必要があります。皆様の寄附の選択肢の一つとして是非ご活用賜りたく、お願い申し上げます。

なお、昨年度同様、資金使途、応援したい事業について選択頂けるようになっています（使途の限定のない場合は、協会の活動全般に使わせて頂きます）。

寄附の流れは以下のとおりとなります。

1. 申込書のweb入力、または記入のうえ日本ローイング協会事務局への送付
申込書（メールでは添付、websiteでは埋込）を入力、またはweb上でGoogleフォームへ入力。Googleフォームを利用しない場合は、申込書をJARA事務局へE-mail、FAXまたは郵送でお送りください。平成6年度分の寄附金税

額控除を受ける場合は、2024年12月10日（火）正午までに事務局必着でお申し込みください。それ以降に到着した場合は、次年度の控除対象となります。

2. 新宿区からの納付書の送付と寄附金の納付

後日、新宿区から納付書が送付されてきますので、金融機関窓口で寄附金額を納付してください。納付書が送付されない場合は、申請書が届いていない可能性がありますので、確認のご連絡を頂戴できると幸いです。

3. 新宿区から寄附金受領証の送付

寄附金納付後、新宿区から寄附金受領証が送付されます。確定申告の際に必要となります。

4. 確定申告

確定申告で税金の還付を申請してください。

[注意事項]

- 確定申告が不要な給与所得者等の方は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。新宿区から必要な情報をお住いの市区町村に連絡されますので、新宿区総務課総務係寄附金担当（電話：03-5273-4107/4108、FAX: 03-3209-1460）までご連絡ください。
- 本寄附は、新宿区在住の方、在住でない方、いずれの方も可能です。
- 本寄附は、新宿区への寄附であり、JARA からの領収書の発行はありません。
- 本寄附に伴う新宿区または JARA からの返礼品の贈呈はありません。
- 寄附金の申込みに係る個人情報については、当協会「個人情報保護方針」および新宿区個人情報保護条例に基づき適正に管理し、寄附金に関する事務以外には使用しません

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本ローイング協会 事務局 相浦・舘田

E-mail : zaimu@jara.or.jp、TEL: 03-5843-0461、FAX: 03-5843-0462